



同時発表：文化庁

令和6年12月25日
観光庁

文化観光推進法に基づく拠点計画及び地域計画の認定について

～文化観光拠点施設を中心に、文化・観光の振興、地域活性化の好循環を創出～

「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」(以下「文化観光推進法」という。)に基づき、拠点計画3件、地域計画1件について大臣認定を行いました。

文化観光拠点施設を中心に、文化についての理解を深める機会の拡大と国内外からの観光客の来訪を促進させ、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出していきます。

- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき、文化資源保存活用施設の設置者等が作成する拠点計画又は地域計画の申請を本年6月3日(月)～6月5日(水)に受け付け、有識者委員会による審査を経て、令和6年8月に2件が認定、4件が再審査となりました。再審査となった4件について、有識者による再審査を経て、主務大臣による認定を行いました。別紙1のとおり、今回の認定で、計57件(うち拠点計画39件、地域計画18件)となりました。
- 今後、国・地方公共団体・国立博物館等による助言や(独)国際観光振興機構(JNTO)による海外宣伝、国等所有の文化資源の文化観光拠点施設での公開への協力等、文化観光を推進するための援助等を行って参ります。本認定に係る詳細は、別紙2をご覧ください。
- 次回の申請受付は来年度を予定しております。

今回認定計画一覧(4件)

実施地域	主な申請者	計画名
岩手県一関市、奥州市、平泉町	岩手県	中尊寺、毛越寺、平泉世界遺産ガイドダンスセンター、平泉文化遺産センター、骨寺村荘園交流館、一関市博物館
宮城県石巻市	宮城県	宮城県慶長使節船ミュージアム(サン・ファン館)
兵庫県たつの市	(株)ムカシミライ	旧カネヅ醤油工場(醸ス場かねる)
沖縄県豊見城市	沖縄県	沖縄空手会館(展示施設)

【お問い合わせ先】

観光庁 観光地域振興部 観光資源課

担当：打田、中臺、大和田

TEL :03-5253-8111(27-802、813、824)

03-5253-8925(直通)

メール：hqt-bunka@ki.mlit.go.jp